

鹿労発雇均 0616 第 1 号
令和 2 年 6 月 16 日

鹿児島県中小企業団体中央会 会長 殿

鹿児島労働局長



新型コロナウイルス影響下の「鹿児島働き方改革推進支援センター」の
活用について

平素より、労働行政の業務推進に御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、昨年 4 月から時間外労働の上限規制(大企業のみ)や年 5 日の年次有給休暇の
確実な取得など働き方改革関連法が順次施行され、本年 4 月からは、時間外労働の上限
規制が中小企業・小規模事業者にも適用になるとともに、働き方改革の重要な柱のひとつ
である同一労働同一賃金の実現に向けたパートタイム・有期雇用労働法及び改正労働者派
遣法が施行されているところです(パートタイム・有期雇用労働法の中小企業への適用は
令和 3 年 4 月 1 日)。

また、事業主のパワーハラスメント防止措置を規定した労働施策総合推進法が本年 6 月
から施行されています。

鹿児島労働局においては、より多くの中小企業・小規模事業者に対し、事業場の実情に
寄り添った働き方改革の取組を支援するために、本年度も県社会保険労務士会に委託して
「鹿児島働き方改革推進支援センター(以下「センター」という。)」を開設しています。本
センターでは新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)拡大の影響を受けてい
る事業者に対して、雇用調整助成金等各種助成金に関する相談をはじめ、就業規則や労務
管理など働き方改革に関連する支援を行っているところです。

つきましては、貴団体をはじめ会員企業様に本センターをご活用いただき、事業活動や
労務管理等の支援に繋がれば幸いに存じます。今後、本センターの活用に関して、会員団
体・企業へご相談に伺うこともありますのでご承知おき下さいますようお願い申し上げま
す。

なお、感染症に関する緊急事態宣言の発出など、感染症予防の観点から、今年度は、説
明会や個別訪問などの活動を控えていました。今般、当該宣言が全国で解除されたことを
踏まえて、「新しい生活様式」に合致した、マスク着用、「3密」の回避など、万全な対応
を図ったうえで、これらの活動を再開することとします。